



精神科看護管理ニュース



Vol. **115**

発行 日本精神科看護協会

2023/11/28

1 令和6年度診療報酬改定に向けて精神医療の議論が行われました

令和5年11月22日、中央社会保険医療協議会総会（第494回）において、精神医療の診療報酬見直しに関する議論が行われました。

22日に厚生労働省保険局医療課より提出された資料では、地域移行・地域定着の推進のための取組として「精神病床における入退院支援に係る取組について」「地域移行を重点的に進める精神病棟の評価について」と「児童思春期精神医療について」の3項目に分けて課題と論点が提示されました。

1. 精神病床における入退院支援に係る取組について

- 精神病床における退院調整等について、これまでも様々な評価が設けられてきているところ、新たにエビデンスが確認された早期から実施する退院調整の効果や、精神病床における入院の短期化、地域での支援体制が整備されつつあること等を踏まえ、より現場の実情に合わせた評価体系に整理することとしてはどうか。
- 精神病床に入院する患者に対して、入院早期から包括的支援マネジメントに基づく入退院支援を行うことで、より早期に退院が可能になるとともに、退院後の地域における生活を安定させ、再入院予防にも寄与するとされていることを踏まえ、精神病床における入退院支援の取組を評価することについて、どのように考えるか。

2. 地域移行機能強化病棟入院料について

- 第8次医療計画や第7期障害福祉計画において、長期入院患者数が減少傾向にあることに加えて、政策効果による長期入院患者数の更なる減少を見込んだ基準病床数・入院患者数の目標値が設定されていることを踏まえ、地域移行を一層推進する観点から、地域移行機能強化病棟入院料の新規届出の期限を延長することとしてはどうか。
- 当該入院料について、精神病床の削減に一定の効果をもたらした一方で、精神病床における長期入院患者の減少と精神病床数の減少ペースにかい離がある現状において、病床規模やこれまでの退院実績に鑑みて、退院支援に係る高い機能を有するにもかかわらず、現行の施設基準に規定される削減割合の要件等と見合わない医療機関も存在する実態を踏まえ、当該入院料の要件の見直しについて、どのように考えるか。

●本ニュースは、配信を希望された日精看会員の方にメールでお送りしています

●本ニュースのPDFは日精看ホームページ「看護管理者の部屋」でダウンロードできます

●配信の中止、配信先の変更は、日精看事務局までお知らせください

●日精看事務局 〒108-0075 東京都港区港南2-12-33 品川キャナルビル7F tel 03-5796-7033 fax 03-5796-7034

1/2

3. 児童思春期精神医療について

○ 地域における精神疾患を有する児童思春期の患者への診療体制について、初診待機等の課題が指摘されているところであるが、児童思春期精神医療に従事する多職種に対する研修の整備が進んでいることに加えて、より効率的かつ質の高い診療を実施している外来医療機関において、多職種の加配やタスクシフトが進んでいる実態を踏まえ、児童思春期精神医療を積極的に実施する医療機関において提供される外来診療への評価のあり方について、どのように考えるか。

詳しい内容については、日精看ホームページ「制度・政策ページ」の「(中医協) 令和6年度診療報酬改定に関する議論」からご覧ください。

●中央社会保険医療協議会 総会（第566回）資料

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212500_00225.html

2

精神科病院における障害者虐待に対する都道府県の対応（案）について

令和5年11月17日、社会保障審議会障害者部会（第138回）において、「精神科病院における障害者虐待に対する都道府県の対応について」の資料が提示されました。

【都道府県の対応案】

精神科病院における障害者虐待の通報等を受けた場合、適切に事務が実施されるよう、都道府県等における通報者等からの聞き取りや事実確認等に関する以下のような対応手順を事務取扱要領としてお示しすることとしたい。具体的な手順は別添のとおり。

- ① 通報等を受けた都道府県等において、通報内容等に基づき「虐待通報受付票」や「事実確認チェックシート」を作成。
- ② 上記資料を活用し適切に状況把握を行い、担当部局の管理職及び職員で構成される「担当部局会議」にて初期対応の検討を行う。
- ③ 事案に応じ、精神科病院への立入検査等により、虐待の事実確認を行う。
- ④ 立入検査による事実確認等に基づき「対応方針決定シート」を作成。
- ⑤ 当該資料を活用し、担当部局の職員と外部有識者等で構成される「虐待対応ケース会議」を開催し、虐待事実の判断及び対応方針を決定。
- ⑥ 虐待の事実を認定した場合には改善命令等を実施する。

詳しい内容については、日精看ホームページ「制度・政策ページ」の「(社会保障) 精神科病院における障害者虐待に対する都道府県の対応について」からご覧ください。

●社会保障審議会障害者部会（第138回）資料

<https://www.mhlw.go.jp/content/12201000/001168495.pdf>

●本ニュースは、配信を希望された日精看会員の方にメールでお送りしています

●本ニュースのPDFは日精看ホームページ「看護管理者の部屋」でダウンロードできます

●配信の中止、配信先の変更は、日精看事務局までお知らせください

●日精看事務局 〒108-0075 東京都港区港南2-12-33 品川キャナルビル7F tel 03-5796-7033 fax 03-5796-7034